

第8号

## すだち

発行：高次脳機能障がい徳島家族会  
 住所：徳島市新浜町3丁目  
 (岩垣方)1-16

## 第10回脳外傷友の会2010 in なら 当事者も・家族も・地域の人々も・現在も未来も

6月25、26日の二日間、高次脳機能障がい第10回全国大会が奈良で開かれました。

徳島からは、会としての派遣が財政上困難なこともあり、会員有志の自主参加を呼びかけ、複数参加の予定でしたが、1名が入院取りやめとなり、三木副会長がただ一人参加となりました。

第1日目は、ホテル日航奈良に、約400名が一堂に会しての素晴らしい集いでした。同じ悩みと希望を持った皆さんであり、この日を待ちわびていたのでしょう。隣席がコロポックルの理事さんで、尽きない話と沢山のご馳走でアツと言う間の2時間余でした。

壇上では、「岬めぐり」の大合唱があり、会場では縫いぐるみセント君がもてもての大サービスありで盛り上がりっぱなしの雰囲気でした。(一声掛ければ皆友達感!)「また来年元気で会いましょう」を約束して解散……

第2日目は、県文化会館国際ホールに全国より、650名が集い盛会裏に開催されました。東川理事長の開会挨拶に大会スタッフから10周年記念のサプライズ表彰があり、理事長の感動的な場面からスタート。



(友の会の現況、当初3グループでスタートし、現在は46都道府県に拡大している理事長の努力に感服)

また友の会「高志」の吉久康彦さん(当事者)が俳句部門で最優秀賞を受け感動の場面でした。奈良「あすか」の皆さんはじめ関係者一堂のご努力に感謝。北海道篠原理事さんより立派なコロポックル10年記念誌を戴きました。(事務局に保管) 帰路平城宮跡へ立ち寄り、朱雀門から徒歩詣で、(遷都1300年をちょっぴり体験)

### お知らせ

#### 徳島高次脳機能障がいリハビリテーション講習会

日程：平成22年11月14日(日曜日) 午前9:30~12:30

場所等：徳島大学医学部第二臨床講義室(徳島市蔵本町3丁目18-15)

講師と演題：① 蜂須賀研二氏(産業医科大学リハビリテーション医学教授)  
 「高次脳機能障害の診断と支援の事例」  
 ② 中島恵子氏(帝京平成大学健康メディカル学部臨床心理科教授)  
 「認知リハビリテーション(脳のリハビリ)」

会費：無料

主催：徳島高次脳機能障がいリハビリテーション講習会実行委員会(088-622-4776)  
 (終了後徳島家族会「すだち」の臨時総会を短時間開催します。)

## 香川・徳島両家族会交流会 「讃岐うどん打ち」の体験実習 かがわ総合リハビリテーションセンター

9月4日香川総合リハビリテーションセンターで開かれた、「ぼちぼち」香川高次脳機能障がい家族会交流集會に徳島家族会からも10家族20名が参加し、香川の家族会の仲間と一緒に香川名物「さぬきうどん打ち」の実験体験をし、参加者で会食をしながら交流を深めました。

うどん打ち(造り)は、「味噌煮込みうどん」に挑戦、講師の指導の下で行われました。

初めての参加者も多く、小麦粉と水でうどん生地作りから始まり、麺棒で薄く延ばし細く切ってうどんの完成。

こうして出来上がったうどんを、鶏肉、ごぼう、なす、豆腐等かやくが入った出汁に入れて煮込んで仕上がりです。

出来上がった「煮込みうどん」を参加者全員で、食べながら懇親を深めました。

暑いさなか、室内で冷房が利いているとはいえ、参加者の熱気と、煮込み用のなべの熱で体験者は汗だく、でき上がった熱い煮込みうどんを汗だくになりながらみなさん「美味しい」と胃袋に、お代わりして頂く者もいました。



お腹がいっぱいになったところで、「ぼちぼち」の事務局長さんの司会で、自己紹介と、香川と徳島の両家族会の会長のあいさつがあり、香川家族会長からは、香川での取り組みについて、リハビリ講習会の開催、家族間の花見会の開催等について報告があり、続いて岩垣徳島家族会会長からは、本日の交流会に10家族20名が参加していることと、会が発足して2年半が経過しているが、障がいについては、一般にまだ知られていない、家族もわからない状態ですが、徳島大学病院を拠点センターとして頑張っていきたい。家族会に保健所から照会として連絡があり、相談と資料の提供を行って来ています。現在34家族で活動をおこなっていますので共に頑張っていきたいとした徳島家族会の報告がありました。

両家族会の紹介の後参加者全員が順次自己紹介し、自由交流ではそれぞれが、障がいの実態、日常の治療、苦勞、家族としての看病の苦勞を話し合っ解散しました。



## 「高次脳機能障がい」の理解を求め 家族会活動を充実させよう

徳島家族会(すだち)会長 岩垣啓路

猛暑もどうやら終わり、一気に気温が下がり秋風が吹く今日この頃となりました。

会員の皆様には、その後お変わりございませんでしょうか。

ご承知の様に、9月14日には、民主党の代表選挙も終わり、菅さんの続投が決まりました。

その初仕事「円高介入」で、地球をあっという間に驚かせました。

円高による日本の経済低迷に少しでも活が入ればと、国民は思っていることでしょう。

さて、市役所や保健所の紹介ということでこのところ数家族からの、徳島家族会あて、高次脳機能障がいについての照会が入っております。

いろいろなご質問等についてお話をしており、家族会の資料(リーフレット、季刊誌、家族会規約等)を郵送しております。

現在会員数は、40名弱ですが、全国30万人ともいわれる数から推計すると、徳島県でも1000人単位にもなるのです。まだまだ苦勞なさっておられる方々が、おいでと思われまます。

それでは、これから秋、台風シーズンを迎えます。

皆様くれぐれもお体を大切に、猛暑の疲れを少しでも早く解消されるよう、お祈りしております。

### 第11回脳外傷友の会

#### 全国大会開催日・開催期日決る。

脳外傷友の会第11回全国大会は、2011年(平成23年)10月14日長野市で交流集会を開き、翌15日にメセナホール(須坂市)で大会が開催されることが決定されました。

#### 書籍照会

===次の図書を斡旋しています。===

「脳外傷.Q&A」第3版

高次脳機能障害を生きる人と家族のために

NPO法人日本脳外傷友の会発行

売価1冊1260円



### 第6回香川脳外傷 リハビリテーション講習会

「みんなでささえる!高次脳機能障害」と題して来る10月17日(日曜日)13時から、香川国際会議場(高松市サンポート2-1)で納谷敦夫氏(なやクリニック医師)を講師として、「①高次脳機能障害について・②親として、精神科医として」の医療講演会が開催されます。

受講料は無料ですが、定員250名ですので事前申し込みが必要です。

申し込み先:

TEL 087-867-7686

FAX 087-867-0420



## 資料 障がい者自立支援法

17、この法律において「相談支援」とは、次に掲げる便宜の供与のすべてを行うことをいい、「相談支援事業」とは、相談支援を行う事業をいう。

一、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者から相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市長村及び第二十九条第二項に規定する指定障害者福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。

二、第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この号において「サービス利用計画」という。）を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、第二十九条二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること。

18、この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要医療であつて政令で定めるものをいう。

19、この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働省大臣が定めるものをいう。

20、この法律において「移動支援事業」とは、障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業をいう。

21、この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

22、この法律において「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活とに必要な便宜を供与する施設を言う。

(次号につづく)

## 第二章 自立支援給付

### 第一節 通則

#### (自立支援給付)

第六条 自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費および補装具の支給とする。

#### (他の法令による給付の調整)

第七条 自立支援給付は、当該障害者の状態につき、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護給付、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

#### (不正利得の徴収)

第八条 市長村（